

介護保険制度が変わります

vol.2

平成18年4月
スタート

要介護状態が軽度の人の悪化防止や介護を必要としていない人が要介護状態とならないために、新たに「介護予防」が始まります。これに伴い要介護状態の区分やケアプランの作成等も一部変わります。また、要介護認定が公正・公平に行われるように、申請代行や認定調査の実施機関が見直されます。

申請から利用までの流れ

1. 要介護認定の申請

介護や支援が必要になったら要介護認定の申請を行います。申請は鏡野町役場及び各振興センターの担当窓口にて、本人または家族が行いますが、居宅介護支援事業者などに代行してもらうことができます。



ここが変わります

40～64歳の人で末期がんの患者も介護保険の対象となります。

ここが変わります

地域包括支援センターでも要介護認定の申請代行ができるようになります。

※地域包括支援センターは、4月1日より鏡野町役場内に設置される予定です。

2. 要介護認定

介護が必要か、支援が必要か心身の状況などについて訪問調査を行います。また医師が心身の状況についての意見書を作成します。

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査を行います。



ここが変わります

認定調査の項目に、新たに「日中の生活」「外出頻度」「家族・居住環境、社会参加の状況などの変化」の3項目が加わります。